# IV 河 川

## 4-1 河川の概要

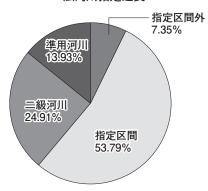
## 4-1-1 河川指定の現況

#### イ 法河川指定延長

令和2年度(令和2年4月30日現在、以下同じ)に おける法河川の延長は、一級河川88,082,0km、 二級河川35,866.0km、準用河川20,057.4km、総延 長としては144,005.4kmとなる。

法河川総延長の約61%は一級河川であり、二級河川は約25%、準用河川は約14%となっている。また、一級河川のうち指定区間外の延長は10,606.8kmで全体の約7%である。

#### 法河川指定延長



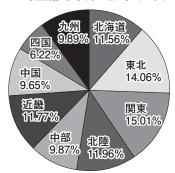
※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で 四捨五入しているため、合計が100%になら ない場合がある。

#### 口 地方整備局等別一級河川延長

一級河川延長88,082.0kmの地方整備局等別内訳は、次に示すとおりである。

一位は関東地方整備局(13,223.4km)で、総延 長の約15%を占め、以下延長の長い順に、東北、 北陸、近畿、北海道、九州、中部、中国、四 国地方整備局となっている。

#### 地方整備局等別一級河川延長



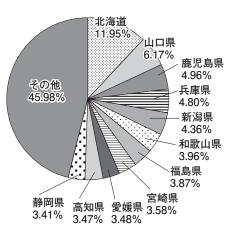
※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で 四捨五入しているため、合計が100%になら ない場合がある。

#### ハ 都道府県別二級河川延長

二級河川延長35,866.0kmの主要都道府県別内 訳は、次に示すとおりである。

一位は北海道(4,287.5km)で、総延長の約 12%を占め、以下延長の長い順に山口県、鹿 児島県、兵庫県、新潟県、和歌山県、福島県、 宮崎県、愛媛県、高知県、静岡県となっている。

### 都道府県別二級河川延長



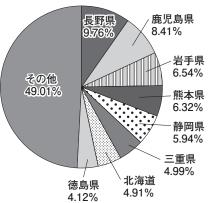
※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四 捨五入しているため、合計が100%にならない 場合がある。

#### 二 都道府県別準用河川延長

準用河川は、47都道府県1,094市町村で20,057.4kmが 指定されているが、これを都道府県別にみると、次 に示すとおりである。

一位は長野県 (1,957.9km) で、総延長の約10%を占め、 以下延長の長い順に鹿児島県、岩手県、熊本県、静 岡県、三重県、北海道、徳島県となっている。

## 都道府県別準用河川延長

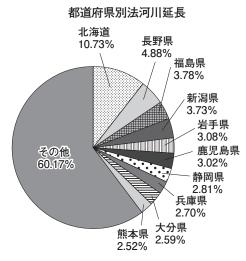


※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四 捨五入しているため、合計が100%にならない 場合がある

### ホ 都道府県別法河川延長

一級河川、二級河川、準用河川の総延長 144,005.4kmを都道府県別にみると、次 に示すとおりである。

一位は北海道(15455.3km)で、総延長の約11%を占め、以下延長の長い順に長野県、福島県、新潟県、岩手県、鹿児島県、静岡県、兵庫県、大分県、熊本県となっている。



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨 五入しているため、合計が100%にならない場合 がある。

## 4-1-2 河川数等

#### (1) 河川法の適用を受ける河川調

(令和2年4月30日現在)

河川種別		水系数	河川数	河川延長	(km)	流域面積 (km²)	摘要
一級河川		109		指定区間外 指定区間	88,082.0 10,606.8 77,475.2	240,725	
	 定河川 北海道 沖縄県	2,710 11 0 11	7,085 18 0 18		35,866.0 58.3 0.0 58.3	107,068	
合	計	2,819	21,151		123,948.0	347,793	

#### (2) 河川法の準用を受ける河川調

(令和2年4月30日現在)

河川種別	都道府県数	市町村数	河川数	河川延長(km)	摘要
準用河川	47	1,094	14,345	20,057.4	